

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例

(平成24年兵庫県条例第33号)

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 趣旨（第1条）

第2章 厚生

第1節 社会福祉法関係（第2条）

第2節 生活保護法関係（第3条）

第3節 児童福祉法関係（第4条－第7条）

第4節 老人福祉法関係（第8条・第9条）

第5節 障害者自立支援法関係（第10条－第16条）

第6節 介護保険法関係（第17条－第24条）

第7節 水道法関係（第25条－第27条）

第8節 医療法関係（第28条－第32条）

第3章 環境保全（第33条－第38条）

第4章 労働（第39条－第43条）

第5章 陸運（第44条－第46条）

第6章 建設

第1節 下水道法関係（第47条・第48条）

第2節 道路法関係（第49条－第52条）

附則

第29条を第52条とし、第26条から第28条までを23条ずつ繰り下げ、第6章第1節中第25条を第48条とし、第24条を第47条とし、第5章中第23条を第46条とし、第22条を第45条とし、第21条を第44条とし、第4章中第20条を第43条とし、第16条から第19条までを23条ずつ繰り下げ、第3章中第15条を第38条とし、第10条から第14条までを23条ずつ繰り下げ、第2章第2節中第9条を第32条とし、第5条から第8条までを23条ずつ繰り下げ、同節を同章第8節とし、同章第1節中第4条を第27条とし、第3条を第26条とし、第2条を第25条とし、同節を同章第7節とする。

第2章第7節の前に次の6節を加える。

第1節 社会福祉法関係

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この条において「法」という。）第65条第1項の規定による条例で定める社会福祉施設の基準は、次項から第15項までに定めるもののほか、婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施

設をいう。以下この条において同じ。) にあつては婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準)、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下この条において同じ。) にあつては軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に定める基準を除く。)、授産施設(法第2条第2項第7号の授産施設をいう。以下この条において同じ。) にあつては救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第2条から第8条まで及び第4章に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、省令第9条第2項(省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。)に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 婦人保護施設、軽費老人ホーム及び授産施設は、入所者又は利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者又は利用者の立場に立って処遇又はサービスの提供を行わなければならない。
- 3 婦人保護施設の施設長並びに軽費老人ホーム及び授産施設の長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次項において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)であつてはならない。
- 4 婦人保護施設、軽費老人ホーム及び授産施設は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。
- 5 婦人保護施設、軽費老人ホーム及び授産施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 6 婦人保護施設、軽費老人ホーム及び授産施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 7 婦人保護施設及び授産施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 8 婦人保護施設及び授産施設又は軽費老人ホームは、前項又は省令第24条第3項(省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。)の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 9 婦人保護施設及び授産施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者若しくは利用者又はそれらの家族の秘密を漏らしてはならない。
- 10 婦人保護施設及び授産施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者若しくは利用者又はそれらの家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置

を講じなければならない。

- 11 婦人保護施設及び授産施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が婦人保護施設の施設長又は授産施設の長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 12 婦人保護施設及び授産施設は、入所者又は利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに県等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 13 婦人保護施設及び授産施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 14 婦人保護施設及び授産施設は、入所者又は利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 15 軽費老人ホームの職員は、入所者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第 2 条第 5 項第 1 号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

第 2 節 生活保護法関係

- 第 3 条 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下この条において「法」という。）第 39 条第 1 項の規定による条例で定める保護施設の基準は、次項から第 15 項までに定めるもののほか、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。
 - 2 保護施設は、入所者又は利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者又は利用者の立場に立って処遇を行わなければならない。
 - 3 保護施設の長は、暴力団員等であってはならない。
 - 4 保護施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
 - 5 救護施設等（法第 38 条第 4 項に規定する医療保護施設を除く保護施設をいう。以下この条において同じ。）は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
 - 6 救護施設等は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
 - 7 救護施設等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
 - 8 救護施設等は、前項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、

職員の計画的な育成に努めるものとする。

- 9 保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者若しくは利用者又はそれらの家族の秘密を漏らしてはならない。
- 10 保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者若しくは利用者又はそれらの家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 11 救護施設等は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が救護施設等の長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 12 保護施設は、入所者又は利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに県、法第 19 条第 4 項に規定する保護の実施機関、当該入所者又は当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 13 保護施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 14 保護施設は、入所者又は利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 15 法第 38 条第 2 項に規定する救護施設は、省令第 10 条第 3 項ただし書に定める基準のほか、全ての居室の定員が 1 人である場合は、霊安室を設けないことができる。

第 3 節 児童福祉法関係

(指定通所支援の事業の基準)

- 第 4 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下この節において「法」という。）第 21 条の 5 の 18 第 1 項及び第 2 項の規定による条例で定める指定通所支援の事業の基準は、次項から第 7 項までに定めるもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第 3 条第 2 項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第 54 条第 2 項（省令第 64 条、第 71 条及び第 79 条において準用する場合を含む。）に定める基準中「当該指定児童発達支援を提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。
- 2 指定通所支援の事業を行う者（以下この条において「指定通所支援事業者」という。）は、当該事業を利用する障害児（法第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。以下この項及び第 6 条第 2 項において同じ。）の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定

通所支援を提供しなければならない。

3 前項の事業を行う事業所（以下この条において「指定通所支援事業所」という。）の管理者は、暴力団員等であってはならない。

4 指定通所支援事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

5 指定通所支援事業者は、省令第26条第3項（省令第64条、第71条及び第79条において準用する場合を含む。）の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

6 指定通所支援事業者は、省令第38条第3項（省令第64条、第71条及び第79条において準用する場合を含む。）の研修の実施計画を従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業員の計画的な育成に努めるものとする。

7 指定通所支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定通所支援事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。

（指定障害児通所支援事業者の指定等）

第5条 法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の34第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に定める者であって、かつ、暴力団等でない者とする。

2 法第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第2項第1号の規定による条例で定める者は、児童福祉法施行規則第25条の21の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に定める者であって、かつ、暴力団等でない者とする。

（指定入所支援の事業の基準）

第6条 法第24条の12第1項及び第2項の規定による条例で定める指定入所支援の事業の基準は、次項から第7項までに定めるもののほか、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第51条第2項（省令第57条において準用する場合を含む。）に定める基準中「当該指定入所支援を提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）

以下この条において同じ。)は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定入所支援を提供しなければならない。

- 3 指定障害児入所施設等の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 4 指定障害児入所施設等は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 指定障害児入所施設等は、省令第20条第3項(省令第57条において準用する場合を含む。)の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定障害児入所施設等は、省令第35条第3項(省令第57条において準用する場合を含む。)の研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 指定障害児入所施設等は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定障害児入所施設等の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(児童福祉施設の基準)

第7条 法第45条第1項の規定による条例で定める児童福祉施設の基準は、次項から第15項までに定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、助産施設(法第36条に規定する助産施設をいう。以下この条において同じ。)については省令第4条、第5条(第1項を除く。)、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条、第13条、第14条及び第14条の3に定める基準を除き、助産施設以外の施設については省令第5条第3項及び第6条に定める基準を除く。)をもって、その基準とする。この場合において、省令第32条第5号に定める基準中「、調理室」とあるのは、「、医務室、調理室」とする。

- 2 児童福祉施設の長は、暴力団員等であってはならない。
- 3 児童福祉施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 4 児童福祉施設(助産施設を除く。次項から第9項までにおいて同じ。)は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 5 児童福祉施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 7 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 8 児童福祉施設は、省令第7条の2第2項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 9 児童福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が児童福祉施設の長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 10 児童福祉施設は、利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに関係行政機関、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 11 児童福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 12 児童福祉施設は、利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 13 省令第33条第1項の規定により保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）に置く調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者又は調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の規定による調理師の免許を有する者でなければならない。
- 14 保育所は、自然及び生命の大切さ等について学ぶ機会を提供するよう努めなければならない。
- 15 保育所は、地域の子育て支援の拠点として、地域の乳児又は幼児及びその保護者に対して、その施設の開放、子育てに関する助言、情報の提供その他の援助等を積極的に行うとともに、地域で子育てに関わるボランティア、関係団体等との連携に努めるものとする。

第4節 老人福祉法関係

（養護老人ホームの基準）

第8条 老人福祉法（以下この節において「法」という。）第17条第1項の規定による条例で定める養護老人ホームの基準は、次項から第9項までに定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第2条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第9条第2項に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とす

る。

- 2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームの長は、暴力団員等であってはならない。
- 4 養護老人ホームは、省令第11条第3項ただし書に定める基準のほか、全ての居室の定員が1人である場合は、霊安室を設けないことができる。
- 5 養護老人ホームは、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 6 養護老人ホームは、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 7 養護老人ホームは、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 8 養護老人ホームは、省令第23条第3項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 9 養護老人ホームの職員は、入所者に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

(特別養護老人ホームの基準)

第9条 法第17条第1項の規定による条例で定める特別養護老人ホームの基準は、次項から第7項までに定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第2条第3項、第11条第4項第1号イただし書及び第55条第4項第1号イただし書に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第9条第2項（省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。）に定める基準中「2年間」とあるのは「5年間」と、省令第11条第4項第1号イ本文及び第55条第4項第1号イ本文に定める基準中「1人」とあるのは「4人以下」とする。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの長は、暴力団員等であってはならない。
- 4 特別養護老人ホームは、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 特別養護老人ホームは、省令第15条第6項（省令第59条において準用する場合を含む。）の評価（ユニット型特別養護老人ホーム（省令第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。次項において同じ。）にあつては、省令第36条第8項（省令第63条において準用する場合を含む。）の評価）の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、省令第24条第3項（省令第59条において準用する場合を含む。）の研修（ユニット型特別養護老人ホームにあつては、省令第40条第4項（省令第63条において準用する場合を含む。）の研修）の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定

し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

- 7 特別養護老人ホームの職員は、入所者に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

第5節 障害者自立支援法関係

(基準該当障害福祉サービス及び指定障害福祉サービスの事業の基準)

第10条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下この節において「法」という。）第30条第1項第2号イの規定による条例で定める基準該当障害福祉サービスの事業の基準並びに法第43条第1項及び第2項の規定による条例で定める指定障害福祉サービスの事業の基準は、次項から第9項までに定めるもののほか、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第3条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第42条第2項（省令第43条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に定める基準中「当該指定居宅介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令第75条第2項（省令第93条、第154条、第162条、第184条、第197条、第202条、第206条、第213条及び第223条第1項において準用する場合を含む。）に定める基準中「当該指定療養介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令第170条の2第2項に定める基準中「当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日」とあるのは「その完結の日」とする。

- 2 指定障害福祉サービスの事業又は基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（以下この条において「指定障害福祉サービス等事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
- 3 前項の事業を行う事業所（以下この条において「指定障害福祉サービス等事業所」という。）の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 4 指定障害福祉サービス等事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 指定障害福祉サービス等事業者は、省令第24条第2項（省令第43条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第57条第3項（省令第93条、第162条、第171条、第184条、第197条、第202条、第206条及び第223条第1項において準用する場合を含む。）、第121条第3項、第133条第3項又は第145条第4項（省令第213条において準用する場合を含む。）の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定障害福祉サービス等事業者は、省令第33条第3項（省令第43条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第68条第3項（省令第93条、第125条、第162条、第171条、第184条、第197条、第202条、第206条及び第223条第1項において準用する場合を含む。）、第150条第5項又は第212条第4項の研修の実施計画

を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

7 指定障害福祉サービス等事業所の従業者は、利用者に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。

8 指定障害福祉サービス等事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定障害福祉サービス等事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

9 省令第140条第1項（省令第210条において準用する場合を含む。）に定める基準にかかわらず、同項に規定する入所施設又は病院の敷地内に存するこれらの施設以外の建物（以下この項において「敷地内建物」という。）が、独立した建物であり、かつ、住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される場合にあっては、敷地内建物を法第34条第1項に規定する共同生活住居とすることができる。

（指定障害福祉サービス事業者の指定等）

第11条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める者は、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の21第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に定める者であって、かつ、暴力団等でない者とする。

2 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号の規定による条例で定める者は、障害者自立支援法施行規則第34条の24の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に定める者であって、かつ、暴力団等でない者とする。

（指定障害者支援施設等の基準）

第12条 法第44条第1項及び第2項の規定による条例で定める指定障害者支援施設等の基準は、次項から第8項までに定めるもののほか、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第6条第2項第6号ロに定める基準中「利用者」とあるのは「ブザー又はこれに代わる設備を設けることその他利用者」と、省令第56条第2項に定める基準中「当該施設障害福祉サービスを提供した日」とあるのは「その

完結の日」とする。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 4 指定障害者支援施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 指定障害者支援施設は、省令第22条第3項の規定による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定障害者支援施設は、省令第42条第3項の研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 指定障害者支援施設の従業者は、利用者に対し、障害者虐待防止法第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定障害者支援施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定障害者支援施設の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(障害福祉サービス事業の基準)

第13条 法第80条第1項の規定による条例で定める障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。以下この条において同じ。）の基準は、次項から第8項までに定めるもののほか、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第9条第2項（省令第50条、第55条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）に定める基準中「当該療養介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令第37条ただし書（省令第55条、第70条及び第88条において準用する場合を含む。）、第57条第1項ただし書及び第89条第4項に定める基準中「離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるもの」とあるのは「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とする。

- 2 障害福祉サービス事業を行う者（以下この条において「障害福祉サービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。

- 3 前項の事業を行う事業所（以下この条において「障害福祉サービス事業所」という。）の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 4 障害福祉サービス事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 障害福祉サービス事業者は、省令第16条第3項（省令第50条、第55条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 障害福祉サービス事業者は、省令第25条第3項（省令第50条、第55条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 障害福祉サービス事業所の職員は、利用者に対し、障害者虐待防止法第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。
- 8 障害福祉サービス事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が障害福祉サービス事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

（地域活動支援センターの基準）

- 第14条 法第80条第1項の規定による条例で定める地域活動支援センターの基準は、次項から第10項までに定めるもののほか、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第2条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第6条第2項に定める基準中「当該サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。
- 2 地域活動支援センターは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
 - 3 地域活動支援センターの施設長は、暴力団員等であってはならない。
 - 4 地域活動支援センターは、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
 - 5 地域活動支援センターは、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
 - 6 地域活動支援センターは、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
 - 7 地域活動支援センターは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

- 8 地域活動支援センターは、前項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 9 地域活動支援センターの職員は、利用者に対し、障害者虐待防止法第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。
- 10 地域活動支援センターは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が地域活動支援センターの施設長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(福祉ホームの基準)

第15条 法第80条第1項の規定による条例で定める福祉ホームの基準は、次項から第10項までに定めるもののほか、障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第2条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第7条第2項に定める基準中「当該サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

- 2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
- 3 福祉ホームの管理人は、暴力団員等であってはならない。
- 4 福祉ホームは、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 福祉ホームは、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 6 福祉ホームは、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 7 福祉ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 8 福祉ホームは、前項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 9 福祉ホームの職員は、利用者に対し、障害者虐待防止法第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。
- 10 福祉ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が福祉ホームの管理人に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(障害者支援施設の基準)

第16条 法第84条第1項の規定による条例で定める障害者支援施設の基準は、次項から第8項までに定めるもののほか、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第8条第2項に定める基準中「当該施設障害福祉サービスを提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令第10条第2項第6号ロに定める基準中「利用者」とあるのは「ブザー又はこれに代わる設備を設けることその他利用者」とする。

- 2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
- 3 障害者支援施設の施設長は、暴力団員等であってはならない。
- 4 障害者支援施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 障害者支援施設は、省令第17条第3項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 障害者支援施設は、省令第35条第3項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 障害者支援施設の職員は、利用者に対し、障害者虐待防止法第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。
- 8 障害者支援施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が障害者支援施設の施設長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

第6節 介護保険法関係

(基準該当居宅サービス及び指定居宅サービスの事業の基準)

第17条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この節において「法」という。）第42条第

1 項第2号の規定による条例で定める基準該当居宅サービスの事業の基準並びに法第74条第1項及び第2項の規定による条例で定める指定居宅サービスの事業の基準は、次項から第8項までに定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第3条第1項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第39条第2項（省令第43条において準用する場合を含む。）、第53条の2第2項（省令第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の2第2項（省令第109条において準用する場合を含む。）、第105条の18第2項、第118条の2第2項、第139条の2第2項（省令第140条の13及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項（省令第206条において準用する場合を含む。）及び第215条第2項に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 指定居宅サービスの事業又は基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下この条において「指定居宅サービス等事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。

3 前項の事業を行う事業所（以下この条において「指定居宅サービス等事業所」という。）の管理者は、暴力団員等であってはならない。

4 指定居宅サービス等事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

5 指定居宅サービス等事業者は、省令第22条第2項（省令第43条において準用する場合を含む。）、第49条第2項（省令第58条において準用する場合を含む。）、第67条第2項、第79条第2項、第88条第2項、第97条第2項（省令第105条の19及び第109条において準用する場合を含む。）、第113条第2項、第128条第6項（省令第140条の32において準用する場合を含む。）、第140条の7第8項、第146条第6項、第155条の6第8項、第183条第6項（省令第192条の12において準用する場合を含む。）又は第198条第3項（省令第206条及び第216条において準用する場合を含む。）の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

6 指定居宅サービス等事業者は、省令第30条第3項（省令第43条、第54条、第58条、第74条、第83条及び第91条において準用する場合を含む。）、第101条第3項（省令第105条の19、第109条、第119条、第140条、第140条の32及び第155条において準用する場合を含む。）、第140条の11の2第4項、第155条の10の2第4項、第190条第4項（省令第192条の12において準用する場合を含む。）又は第201条（省令第206条及び第216条において準用する場合を含む。）の研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

7 指定居宅サービス等事業所の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

8 指定居宅サービス等事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定居宅サービス等事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(基準該当介護予防サービス及び指定介護予防サービスの事業の基準)

第18条 法第54条第1項第2号の規定による条例で定める基準該当介護予防サービスの事業の基準並びに法第115条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める指定介護予防サービスの事業の基準は、次項から第8項までに定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第3条第1項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第37条第2項（省令第45条において準用する場合を含む。）、第54条第2項（省令第61条において準用する場合を含む。）、第73条第2項、第83条第2項、第92条第2項、第106条第2項（省令第115条において準用する場合を含む。）、第122条第2項、第141条第2項（省令第159条及び第185条において準用する場合を含む。）、第194条第2項（省令第210条において準用する場合を含む。）、第244条第2項、第261条第2項、第275条第2項（省令第280条において準用する場合を含む。）及び第288条第2項に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 指定介護予防サービスの事業又は基準該当介護予防サービスの事業を行う者（以下この条において「指定介護予防サービス等事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 前項の事業を行う事業所（以下この条において「指定介護予防サービス等事業所」という。）の管理者は、暴力団員等であってはならない。

4 指定介護予防サービス等事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

5 指定介護予防サービス等事業者は、省令第38条第2項（省令第45条において準用する場合を含む。）、第56条第2項（省令第61条において準用する場合を含む。）、第75条第2項、第85条第2項、第94条第2項、第108条第2項（省令第115条において準用する場合を含む。）、第124条第2項、第143条第2項（省令第164条及び第185条において準用する場

合を含む。)、第196条第2項(省令第215条において準用する場合を含む。)、第246条第2項(省令第264条において準用する場合を含む。)、第277条第2項(省令第280条において準用する場合を含む。))又は第290条第2項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

6 指定介護予防サービス等事業者は、省令第28条第3項(省令第45条、第55条、第61条、第74条、第84条及び第93条において準用する場合を含む。)、第102条第3項(省令第115条、第123条、第142条、第185条及び第195条において準用する場合を含む。)、第157条第4項、第208条第4項、第241条第4項(省令第262条において準用する場合を含む。))又は第271条(省令第280条及び第289条において準用する場合を含む。)の研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

7 指定介護予防サービス等事業所の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

8 指定介護予防サービス等事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定介護予防サービス等事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(指定居宅サービス事業者の指定等)

第19条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第126条の4の2に定める者であつて、かつ、暴力団等でない者とする。

(指定介護老人福祉施設の基準)

第20条 法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める特別養護老人ホームの入所定員の数は、30人以上とする。

第21条 法第88条第1項及び第2項の規定による条例で定める指定介護老人福祉施設の基準は、次項から第7項までに定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に定める基準を除く。)をもって、その基準とする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ本文に定める基準中「1人」とあるのは「4人以下」と、省令第37条第2項(省令第49条において準用する場合を

含む。)に定める基準中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者又は入居者の意思及び人格を尊重し、常に入所者又は入居者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、省令第11条第6項の評価（ユニット型指定介護老人福祉施設（省令第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）にあつては、省令第42条第8項の評価）の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、省令第24条第3項の研修（ユニット型指定介護老人福祉施設にあつては、省令第47条第4項の研修）の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 指定介護老人福祉施設の従業者は、入所者又は入居者に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

（介護老人保健施設の基準）

第22条 法第97条第1項から第3項までの規定による条例で定める介護老人保健施設の基準は、次項から第7項までに定めるもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第1条の2第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第38条第2項（省令第50条において準用する場合を含む。）に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 介護老人保健施設は、入所者又は入居者の意思及び人格を尊重し、常に入所者又は入居者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
- 3 介護老人保健施設の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 4 介護老人保健施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 介護老人保健施設は、省令第13条第6項の評価（ユニット型介護老人保健施設（省令第39条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）にあつては、省令第43条第8項の評価）の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 介護老人保健施設は、省令第26条第3項の研修（ユニット型介護老人保健施設にあつては、省令第48条第4項の研修）の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 介護老人保健施設の従業者は、入所者又は入居者に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

（指定介護予防サービス事業者の指定等）

第23条 法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める者は、介護保険法施行規則第140条の17の2に定める者であつて、かつ、暴力団等でない者とする。

（指定介護療養型医療施設の基準）

第24条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下この項において「改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第26条の規定による改正前の法第110条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護療養型医療施設の基準は、次項から第7項までに定めるもののほか、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第1条の2第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第36条第2項（省令第50条において準用する場合を含む。）に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設の管理者は、暴力団員等であつてはならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、省令第14条第6項の評価（ユニット型指定介護療養型医療施設（省令第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。次項において同じ。）にあつては、省令第43条第8項の評価）の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、省令第25条第3項の研修（ユニット型指定介護療養型医療施設にあつては、省令第48条第4項の研修）の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 指定介護療養型医療施設の従業者は、入院患者に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

附則第2項中「第5条」を「第28条」に、「第6条」を「第29条」に改める。

附則第3項中「第8条」を「第31条」に、「第9条」を「第32条」に改める。

附則第4項の表1の項及び2の項中「第8条」を「第31条」に改め、同表3の項及び4の項中「第9条」を「第32条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章第7節の前に6節を加える改正規定（第2条第2項（婦人保護施設及び授産施設に係る部分に限る。）及び第3項から第15項まで、第3条第2項から第14項まで、第4条第3項から第7項まで、第5条、第6条第3項から第7項まで、第7条第1項前段（助産施設以外の施設について省令第5条第3項及び第6条に定める基準を除く部分に限る。）及び後段並びに第2項から第15項まで、第8条第3項及び第5項から第9項まで、第9条第3項から第7項まで、第10条第3項から第8項まで、第11条、第12条第1項後段（省令第6条第2項第6号ロに定める基準中「利用者」を「ブザー又はこれに代わる設備を設けることその他利用者」とする部分に限る。）及び第3項から第8項まで、第13条第3項から第8項まで、第14条第3項から第10項まで、第15条第3項から第10項まで、第16条第1項後段（省令第10条第2項第6号ロに定める基準中「利用者」を「ブザー又はこれに代わる設備を設けることその他利用者」とする部分に限る。）及び第3項から第8項まで、第17条第3項から第8項まで、第18条第3項から第8項まで、第19条、第21条第3項から第7項まで、第22条第3項から第7項まで、第23条並びに第24条第3項から第7項までに係る部分に限る。）及び次項から附則第4項までの規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）において現に存する保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。次項において同じ。）であって、乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させないものの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。附則第4項において同じ。）については、当分の間、改正後の法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定にかかわらず、医務室を設けないことができる。

3 施行日において現に調理員を置いている保育所については、平成30年3月31日までの間、改正後の条例第7条第13項の規定は、適用しない。

4 施行日において現に存する障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の建物に設ける便所については、当分の間、改正後の条例第12条第1項又は第16条第1項の規定にかかわらず、ブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。